

第12章 公的年金(老齢年金)

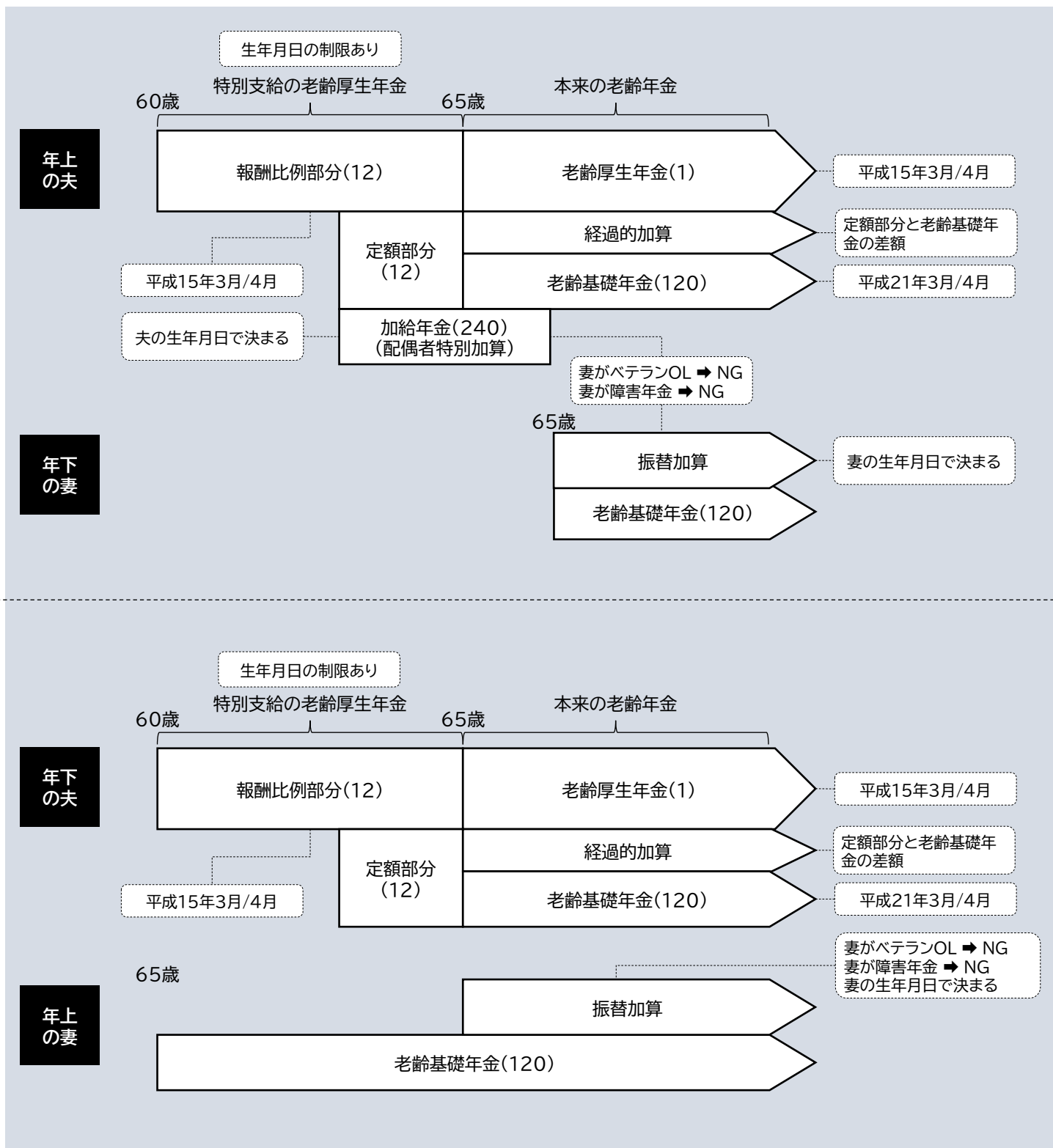
- 付録 老齢年金のイメージ図
- 第1節 老齢給付の年金額
- 第2節 老齢年金の受給に関する諸注意

第12章 付録 老齢年金のイメージ図

老齢年金のイメージ図



()内の数値:各年金を受け取るのに必要な被保険者月数



上図の諸注意

- 「会社員の夫+専業主婦」の組み合わせを想定しています。妻も会社員だった場合、妻自身「特別支給の老齢厚生年金」および本来の老齢年金内の「老齢厚生年金」を受給できる場合があります。
- 「ベテランOL」とは、妻の厚生年金加入期間が20年以上ある場合や前年の収入が850万円以上の場合を意味します。

第12章 第1節 老齢給付の年金額①

1. 老齢基礎年金の額

- 受給資格期間＝保険料納付期間＋保険料免除期間＋合算対象期間(猶予期間) ≧ **10年**
- 年金支給額は、平成21年3月以前と平成21年4月以降に分けて計算する。

$$\text{平成21年3月以前} = \text{満額} \times \frac{\text{納付済み期間の月数} + A \times \frac{2}{6} + B \times \frac{3}{6} + C \times \frac{4}{6} + D \times \frac{5}{6}}{480\text{ヶ月}}$$

$$\text{平成21年4月以降} = \text{満額} \times \frac{\text{納付済み期間の月数} + A \times \frac{4}{8} + B \times \frac{5}{8} + C \times \frac{6}{8} + D \times \frac{7}{8}}{480\text{ヶ月}}$$

A＝保険料全額免除期間 B＝4分の3免除期間 C＝半額免除期間 D＝4分の1免除期間

2. 付加年金の額

国民年金第1号被保険者独自の「老齢基礎年金に上乗せするための年金」です。月額400円を上乗せして保険料を納付することにより、老齢基礎年金に付加年金が加算される制度です。過去2年分まで納付できます。

付加年金の額＝200円×付加保険料納付月数

次に該当する人は付加年金を利用できません。

- 国民年金第1号被保険者ではない人
- 65歳以上の人
- 保険料の免除を受けている人(産前産後期間免除制度を除く)
- 国民年金基金に加入している人

税法上の取扱い

- 掛金＝社会保険料控除
- 受取＝公的年金等の雑所得

その他注意点

- 老齢基礎年金の繰上げ受給・繰下げ受給に連動する。
- 定額のため、物価スライドはない。

3. 加給年金の額

加給年金は、年金の配偶者手当や家族手当に相当するもので、下記すべてに該当する人が受け取れます。

- 厚生年金保険の被保険者期間が**20年以上**ある人。
- 65歳到達時(または定額部分支給開始年齢)に、本人により生計を維持されている65歳未満の配偶者または高卒までの子がいる人。(生計維持＝配偶者や子の前年の年収が**850万円未満**)
- 配偶者の厚生年金加入期間が**20年未満**で、障害年金を受給していないこと。

対象者

令和2年度
加給年金額

配偶者(65歳未満*1)

224,900円*2

1人目・2人目の子(高卒まで*3)

各224,900円

3人目以降の子(高卒まで*3)

各75,000円

*1 大正15年4月1日以前に生まれた配偶者の場合は年齢制限なし

*2 老齢厚生年金を受けている人の生年月日に応じて、配偶者の加給年金に「特別加算」が上乗せされる

*3 1級・2級の障害状態にある場合は20歳未満の子

第12章 第1節 老齢給付の年金額②

4. 振替加算

配偶者(年上)が加給年金を受け取っていた場合、本人(年下)が65歳になると配偶者の加給年金が打ち切れ、代わりに本人に振替加算が支給されます。また65歳より後に老齢基礎年金の受給権が発生し、下記項目の全てに該当する場合も振替加算が支給されます。

- ・ 本人の生年月日が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの人。
- ・ 本人の老齢基礎年金の受給権が発生する前に、結婚している人。
- ・ 本人の厚生年金被保険者期間が**20年未満**であること。
- ・ 本人が障害年金を受給していないこと。
- ・ 本人に老齢基礎年金の受給権が発生した時、本人の前年の収入が**850万円未満**で且つ下記①～④にあてはまる配偶者に生計を維持されていたこと。
 - ①老齢厚生年金(20年以上厚生年金保険の被保険者である)の受給権者
 - ②退職共済年金(20年以上共済組合の組合員である)の受給権者
 - ③障害厚生年金1級または2級の受給権者
 - ④障害共済年金1級または2級の受給権者

振替加算の額 = 加給年金の額 × 政令で定める率
※振替加算受給者本人の生年月日による

5. 特別支給の老齢厚生年金と本来の老齢厚生年金の比較

	特別支給の老齢厚生年金	(本来の)老齢厚生年金
年齢	60歳から65歳に達するまでだが性別・生年月日により異なる(次ページ参照)	65歳から
受給要件	老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていること 厚生年金の加入期間が 1年以上 あること	厚生年金の加入期間が 1ヶ月以上 あること
年金額	報酬比例部分 + 定額部分 + 加給年金	報酬比例部分 + 経過的加算 + 加給年金

Point 特別支給の老齢厚生年金の「報酬比例部分」は在職時の報酬に比例し、「定額部分」は加入期間に比例する。

6. 報酬比例部分の額(特別支給の老齢厚生年金)

報酬比例部分 = ① + ②

①平成15年3月以前 = $\frac{\text{平成15年3月までの平均標準報酬月額}}{1000} \times \text{乗率A} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}$

②平成15年4月以降 = $\frac{\text{平成15年4月からの平均標準報酬額}}{1000} \times \text{乗率B} \times \text{平成15年4月からの被保険者期間の月数}$

乗率A = 生年月日が昭和21年4月2日以降の場合、7.125。

乗率B = 生年月日が昭和21年4月2日以降の場合、5.481。

Point 平成15年3月までは賞与を含めない標準報酬月額。4月以降は賞与を含める標準報酬額。

7. 定額部分の額(特別支給の老齢厚生年金)

定額部分 = 金額 × 生年月日に応じた率 × 被保険者期間の月数

8. 経過的加算の額

定額部分よりも老齢基礎年金の額の方が少ないので、それを補うために65歳以降は経過的加算が支給されます。この式の老齢基礎年金は、「20歳以後60歳前の厚生年金被保険者期間に基づく老齢基礎年金の額」となります。

経過的加算 = 定額部分の計算式 - 老齢基礎年金

たとえば、20歳で入社、30歳で寿退社、以後専業主婦の場合、「老齢基礎年金の満額 × 120月 ÷ 480月」の額を左記の「老齢基礎年金」にあてはめます。

第12章 第2節 老齢年金の受給に関する諸注意①

1. 特別支給の老齢厚生年金を受け取れる年齢

性別	受給年齢	61歳～64歳		62歳～64歳		63歳～64歳		64歳	
	男性	報酬比例部分	昭和28年以前生まれ	29	30	31	32	33	34
	定額部分	昭和16年以前生まれ	17	18	19	20	21	22	23
女性	受給年齢	61歳～64歳		62歳～64歳		63歳～64歳		64歳	
	報酬比例部分	昭和33年以前生まれ	34	35	36	37	38	39	40
	定額部分	昭和21年以前生まれ	22	23	24	25	26	27	28

- ・ 上表の誕生日(昭和●年)はそれぞれ4月2日生まれ～4月1日であることに注意する。
- ・ 女性は男性より5年遅れていることに注意する。
- ・ 長期加入者特例に該当する場合は、報酬比例部分の支給開始年齢から、「報酬比例部分+定額部分」が支給される。

2. 繰上げ受給と繰下げ受給

繰上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰上げ請求後、取り消し不可。 ・ 繰上げ請求後、障害基礎年金を受け取れない。 ・ 繰上げ請求前より障害年金や遺族年金を受け取れる場合、65歳になるまで併給はできない。 ・ 繰上げると、寡婦年金の受給権が消滅する。 ・ 繰上げると、付加年金も減額される。 ・ 繰上げても、加給年金および振替加算は繰上げられずに、本来の年齢から支給される(減額されない)。 ・ 任意加入中は繰上げ不可、繰上げ後の任意加入も不可。 ・ 繰上げると、免除・猶予期間中の追納ができなくなる。 ・ 定額部分のうち、老齢基礎年金相当部分が支給停止になる。 ・ 繰上げは老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に行う。 ・ 2020年の改正 iDeCoにおいて、改正により加入対象者になったとしても、iDeCoへの再加入ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳0ヶ月～64歳11か月の間に請求 ・ 1ヶ月につき0.5%減額された年金を、一生涯受け取る(最大減額率:30%)
繰下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰下げ請求後、取消し不可。 ・ 66歳までに遺族厚生年金、障害厚生年金の受給権者は老齢基礎年金も老齢厚生年金も繰下げることができない。(障害基礎年金の受給者は老齢厚生年金を繰下げることができる) ・ 66歳以降に遺族年金、障害年金の受給権者となった人は、その受給権取得後に繰下げると、遺族年金などの受給権を取得した時までさかのぼって繰り下げたことになる。 ・ 繰下げると、付加年金も増額される。 ・ 繰下げても、加給年金および振替加算は増額されない。 ・ 老齢厚生年金、老齢基礎年金は同時である必要はない。(同時繰下げ・一方だけ繰下げ・別々に繰下げを選ぶ) ・ 老齢厚生年金については、「在職老齢年金」によって年金額が調整(減額)されるはずの部分は、繰り下げても増額の対象外(年金額に在職老齢年金を受け取る間の平均支給率を乗じた金額に対して、増額率を乗じて増額される)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 66歳0ヶ月～70歳0ヶ月の間に請求 ・ 1ヶ月につき0.7%増額された年金を、一生涯受け取る(最大増額率:42%) <p>2022(令和4)年4月以降に70歳を迎える人は、繰下げ受給による年金開始時期の選択肢が75歳までに拡大される予定。 最大増額率:84%</p>

Point 繰下げは1ヶ月単位で増額されますが、実際に繰下げ請求できるのは66歳からです。

第12章 第2節 老齢年金の受給に関する諸注意②

3. 在職老齢年金

厚生年金被保険者が特別支給の老齢厚生年金および(本来の)老齢厚生年金を受け取る場合に、年金の一部または全部が支給停止される制度です。厚生年金の被保険者のみが調整対象なので、個人事業主など厚生年金の被保険者でない状態でお金を稼いでいる場合は調整されません。

Point 在職老齢年金が全額停止にならない限り、加給年金は減額されません。
また、老齢基礎年金および経過的加算は減額されず全額支給されます。

●60歳台前半の支給停止額(特別支給の老齢厚生年金を受給している人)

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{その月の標準報酬月額} + (\text{その月以前1年間の標準賞与額の合計} \div 12)$$

$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金の年額} \div 12 \quad \text{※加給年金額は含まない}$$

「総報酬月額相当額 + 基本月額」が28万円以下 **支給停止額なし(全額支給)**

「総報酬月額相当額 + 基本月額」が28万円超 **下表**

28万円や47万円は年度により金額が異なります。

Point 2022年4月1日以降、総報酬月額相当額 + 基本月額 ≤ 47万円であれば減額されません。
つまり、60歳台後半と同じ計算式になります。

	総報酬月額相当額	基本月額	1ヶ月当たりの支給停止額
60歳台前半	47万円以下	28万円以下	(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2
		28万円超	総報酬月額相当額 × 1/2
	47万円超	28万円以下	(47万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)
		28万円超	47万円 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)

高年齢雇用継続給付を受給する65歳未満の人は、上表の支給停止額に加え、**特別支給の老齢厚生年金**において最大で標準報酬月額の**6%**相当額が支給停止されます。

例)高年齢雇用継続給付と在職老齢年金の併給調整

※2022年改正前の例です。

60歳以降の賃金月額	245,000円	それまでは賃金月額が50万円だった → 61%以上減額
標準報酬月額	240,000円	総報酬月額相当額 = $\frac{(24万円 \times 12ヶ月) + (6万円 \times 2回)}{12ヶ月} = 25万円$
賞与(年2回)	各60,000円	
受取年金額	1,320,000円	基本月額 = 132万円 ÷ 12ヶ月 = 11万円
支給停止調整開始額	280,000円	
支給停止変更額	470,000円	

●高年齢雇用継続給付金の額(60歳になっても頑張ってる人に最長5年間給付金をプレゼント!)

61%以上減額したので15%支給される。
賃金月額245,000円 × 15% = 36,750円

●在職老齢年金(本来なら11万円の年金を受け取れたはずだけど、4万円の支給停止で7万円の受け取りに…)

(基本月額110,000円 + 総報酬月額相当額250,000円 - 支給停止調整開始額280,000円) × 1/2 = 40,000円
基本月額110,000円 - 支給停止額40,000円 = 70,000円

●併給調整額(さらに併給調整で14,400円減額)

標準報酬月額240,000円 × 6% = 14,400円

◎60歳以降の収入見込み額

・高年齢雇用継続給付金…… 36,750円
・年金…… 70,000円 - 14,400円 = 55,600円
・賃金…… 245,000円
合計: 337,350円

●60歳台後半の支給停止額(70歳以降含む)

60歳台後半	条件	支給停止額
	総報酬月額相当額 + 基本月額 ≤ 47万円	支給停止されない(全額支給)
	総報酬月額相当額 + 基本月額 > 47万円	支給停止調整額を超えた額 × 1/2

第12章 第2節 老齢年金の受給に関する諸注意③

4. 離婚時の年金分割(合意分割・3号分割)

会社員の夫と専業主婦の妻が離婚すると、妻の年金額が夫よりも少なくなるという問題を解決するため婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録(標準報酬月額+標準賞与額)を分割する制度です(老齢基礎年金は対象外)。

たとえば婚姻期間中ずっと夫が会社員・妻が専業主婦の場合、実際には厚生年金保険料の100%を夫が支払っていたわけですが、分割により、夫が50%・妻が50%を支払っていたとみなし、再計算された年金額を受け取ることになります。

なお、この年金分割の請求は、離婚成立日の翌日から2年以内に行わなければなりません。

	合意分割制度	3号分割制度
対象となる 離婚時期	平成19年4月1日以降の離婚	平成20年5月以降以降の離婚 ※離婚した月の前月までが年金分割の対象期間のため、施行(平成20年4月)の翌月からとなります。
分割の割合	上限50% 主に収入を得ている方は相手方に50%以上の分割ができない。 例)会社員の夫と専業主婦の妻の場合、 夫:70%・妻30% → OK 夫:45%・妻55% → NG	一律50%
分割対象期間	厚生年金に加入中の全ての婚姻期間	平成20年4月以降の第3号被保険者の期間
夫婦間の合意	必要 ※夫婦の合意や家裁の審判など	不要 ※障害年金を受給している人からは分割を受けることができません